

【投資家のみなさまへ】

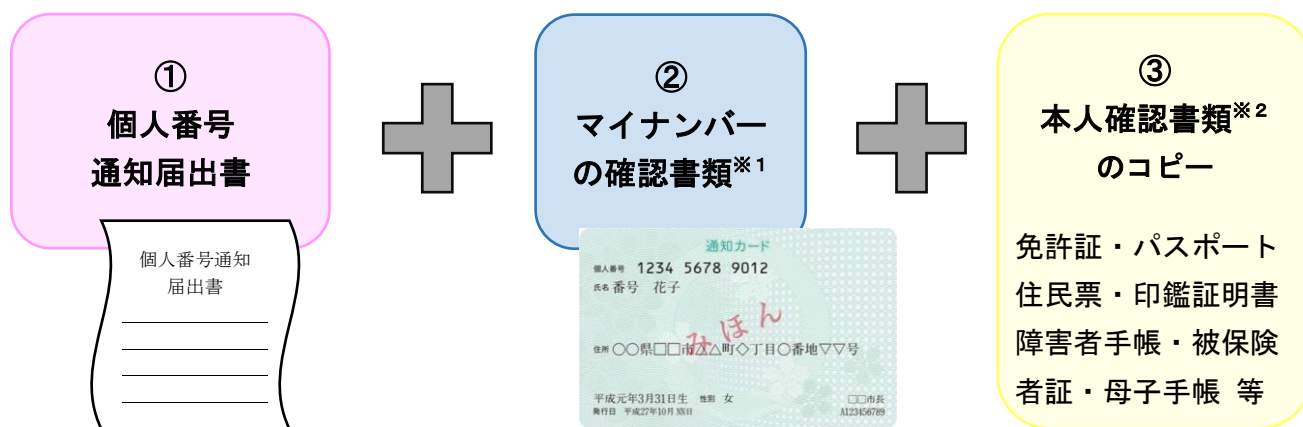
マイナンバー(個人番号)ご提出のお願い

2016年1月より、当社に口座開設をされる際は、お客さまにマイナンバーのご提出をお願いしております。

また、既に当社でお取引をされているお客さまも、2018年12月末までにマイナンバーのご提出が必要となりました。

マイナンバーご提出時の手続き方法

マイナンバーをご提出いただく際には、以下の書類が必要です。



※1 ②マイナンバーの確認書類とは、【個人番号カードの両面コピー】・【通知カードのコピー】・【マイナンバーが記載された住民票】・【マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書】のいずれかになります。

※2 ③本人確認書類は、顔写真付きであれば1種類、顔写真なしであれば2種類のご提出が必要となります。なお、有効期限が記載されているものは有効期限内、有効期限が記載されていないものは発行後6ヶ月以内に作成された書類に限ります。

個人番号カードの両面コピーをご提出いただいた場合、同カードでマイナンバーの確認および本人確認を致しますので、その他の本人確認書類をご用意いただく必要はありません。

—お問い合わせ先—

大山日ノ丸証券

受付時間：9：00～17：00（土日祝日除く）

本店 ☎（0857）21-1111

倉吉支店 ☎（0858）47-1111

米子支店 ☎（0859）24-1111

豊岡支店 ☎（0796）22-1111

倉敷支店 ☎（086）425-1111

マイナンバー（個人番号）に関するよくあるご質問

Q. 証券会社になぜマイナンバーを提出しなければいけないのですか？

A. 証券会社では、お客さまに代わり取引の税金の計算や支払調書等の作成、および税務署への納付を行っています。こうした税務関連業務に使用するため、法令によりお客さまにマイナンバーをご提出いただく必要があります。

Q. マイナンバーを提出しないとどうなりますか？

A. 法令により、マイナンバーの提示が必須となっております。新たに口座を開設される際にマイナンバーをご提出いただけない場合は、口座開設をお受けできません。また、すでに取り引されているお客さまも 2018 年 12 月までにマイナンバーのご提出が必要です。期限までにご提出いただけない場合の対応については未定となっておりますが、ご協力お願いいたします。

Q. 証券会社ではマイナンバーをどのように管理するのですか？

A. 法令でマイナンバーについて厳重な管理体制を整備することが求められています。当社では、マイナンバー取扱担当者以外の者がお客さまのマイナンバーを取り扱うことはいたしません。また、マイナンバーデータを管理するシステムへのアクセス制御等を行うなど厳重な管理体制を整備しておりますのでご安心ください。

Q. なぜ通知カードおよび本人確認書類の提出が必要なのですか？

A. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等により証券会社へのマイナンバーの提示が法律で義務付けられ、お客さまのマイナンバーの確認および本人確認が必要となっております。

Q. マイナンバー提出の手続きに必要な書類を教えてください。

A. マイナンバーのご提出にあたり、以下のいずれかに該当する書類をご準備いただき、ご提出お願いいたします。

